

静岡県建設産業組合連合会
静岡県建設産業国民健康保険組合

組合の特色

☆公法人：「静岡県建設産業組合連合会」を母体とする「静岡県建設産業国民健康保険組合」は、国民健康保険法によって静岡県知事に認可を受けた利益を追求しない公法人です。

☆地域：静岡県内に住所がある方のみで組織されています。

療養の給付	病気をした時に病院・診療所などでの診療等 組合員・家族 7割給付 ※義務教育就学前 8割 ※70歳以上75歳未満の国保被保険者 9割(H23.4より8割)、一定以上所得者7割
高額療養費	1ヶ月の医療費が高額になった場合、自己負担額が自己負担限度額を超えた時に払い戻されます。支給対象者には支部経由で通知します。 ★暦月ごとの計算（月の初日から月末まで） ★医療機関ごと（各診療科）、また入院と通院は別計算 ★食事療養費・差額ベット代、保険外診療は含まれません。 ・上位所得者：150,000円+(医療費-500,000円)×1% 多数該当 83,400円 ・一般：80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当 44,400円 ・低所得者：35,400円以上 多数該当 24,600円 ※70歳未満の方が入院により高額療養費となる場合あらかじめ申請していただく限度額適用認定証を発行いたします。医療機関で認定証を提示すると窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。申請には加入者全員の住民税課税証明書が必要になります。申請の際は、本部までご連絡ください。
出産育児一時金	1児につき42万円（直接支払制度利用の場合は42万円を限度に病院へ直接お支払いします。支払が42万円以下の場合は差額を振り込まさせていただきます。）
葬祭費	組合員10万円、家族6万円
傷病手当金	組合員が療養の為の入院に対し、4日目から支給。 1日4千円×50日まで=最高20万円（年間）
療養費	医師が必要と認め、治療用装具を装着したとき等
人間ドック	40歳以上75歳未満の被保険者：最高2万円の補助（年1回限り）
特定検診・特定保健指導	40～74歳対象にメボリックシンドロームに着目した検診、結果により保健指導を行います。 ※ドック、特定健診、集団健診のいずれかを年に1度のみ受診可能です。
その他の保健事業	※国保だよりの発行 ※健康増進施設利用補助 ※出産家庭に育児雑誌の配布 ※感冒薬の配布（年末に配布） ※歯周病健診の助成（20歳から74歳の被保険者対象。詳しくは本部まで） ※インフルエンザ予防接種の補助（中学生まで対象、年1回1,500円を限度に補助）

70歳以上の国保被保険者の自己負担限度額(月額)

	外 来	入 院 及 び 世 帯	(多数該当)
一定以上所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一 般	12,000円	44,400円	
低所得者 (住民税非課税者)	8,000円	II	24,600円
		I	15,000円

【前期高齢者受給者証交付対象者の皆様(予定者も含む)へ】

8月1日が高齢受給者証の更新日となります。更新の手続きには住民税(非)課税所得の証明取得に関する承諾書の提出が必要になります。本部より書類が届きましたら、記入の上、速やかに提出してください。

保 険 料 ・ 会 費 等		
一 種 組 合 員 (月 額) (2 6 歳 以 上 7 5 歳 未 満)	基礎賦課額分	12,000 円
	後期高齢者支援金賦課額	2,000 円
二 種 組 合 員 (月 額) (2 0 歳 以 上 2 6 歳 未 満 [4 月 1 日 現 在])	基礎賦課額分	8,000 円
	後期高齢者支援金賦課額	2,000 円
三 種 組 合 員 (月 額) (2 0 歳 未 満 [4 月 1 日 現 在])	基礎賦課額分	3,500 円
	後期高齢者支援金賦課額	2,000 円
家 族 (月 額) (7 5 歳 未 満 1 人 に つ き)	基礎賦課額分	2,000 円
	後期高齢者支援金賦課額	2,000 円
介護保険料(月額) (40歳以上64歳未満)	第 2 号 被 保 険 者 (1 人 に つ き)	2,000 円
後期高齢組合員料 (月 額)	7 5 歳 以 上 継 続 組 合 員	2,000 円
加 入 金	静 岡 県 建 設 産 業 組 合 連 合 会 加 入 金	加入時に 4,000 円
会 費	静 岡 県 建 設 産 業 組 合 連 合 会 会 費	毎月 40 円
支 部 会 費	賀 茂 支 部 運 営 費	毎月 460 円

☆保険料等の徴収方法は、各支部によってちがいます。詳しくは支部窓口へお確かめください。

☆第2号保険者とは、「市町に住所を有する40歳以上65歳未満の医療加入者」

《 加 入 資 格 》	
連 合 会 ・ 国 保 組 合 共 通 加 入 資 格	●建設業に従事している者であること。 ●静岡県内に住所があること。
連 合 会 加 入 資 格	●原則として加入日現在で、60歳未満であること。 ●各職種組合の会員・組合員であること。
国 保 組 合 加 入 資 格	●静岡県建設産業組合連合会の会員であること。 ●建設業に従事する成人は、単独で組合員になること。 ●未婚の未成年者は、年収100万円以上であること。

【注意事項】
法人事業所（株式・有限会社等）、5人以上の従業員を雇用している個人事業所である場合、当国保組合には新規での加入はできません。

《 加 入 時 に 必 要 な 書 類 》

<p>〈 組 合 連 合 会 〉</p> <p>①加入申込書 ②住民票(世帯全員) ③健康診断書(会員のみ) ④誓約書 ⑤労災加入承認証又は、職種を証明できる公的な証の写し(直近の確定申告書等)</p> <p>〈 国 保 組 合 〉</p> <p>a. 加入申込書 b. 住民票(世帯全員) c. 現在加入している保険証の写し ※法人事業所並びに従業員5人以上の個人事業所(適用除外承認事業所)に雇われるものは、③、⑤は不要。 ※加入が受理されたら、それまで加入していた保険者に即届け出してください。 (二重加入・保険料の二重払い防止のため)</p>

【 事 務 局 か ら の お 願 い 】

加入後、家族の異動(就職・退職・出生・死亡等)や住所の変更があった場合は、なるべく14日以内に支部に届け出てください。

《 申 込 先 支 部 》 静岡県建設産業国民健康保険組合 賀茂支部
〒415-0036 下田市西本郷2-16-3 TEL0558(23)4472

《 本 部 》 静岡県建設産業組合連合会・静岡県建設産業国民健康保険組合
〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-5-2 TEL054(252)3912